

令和5年度「とわだde子育て応援ギフト券」給付事業 実施要項

1. 目的

次世代を担う子どもの誕生を祝い健やかな成長に寄与するとともに、子育てをする家庭への経済的な負担軽減を図るため、市内店舗で利用できるとわだde子育て応援ギフト券の給付を行う。

2. 事業の概要

- (1)ギフト券発行者 十和田市
- (2)実施主体 十和田市
- (3)事業受託者 十和田商工会議所

3. ギフト券の概要

- (1)名称 令和5年度とわだde子育て応援ギフト券
- (2)給付内容 対象乳児1人につき 1,000円券1箱50枚入り 額面総額50,000円
- (3)給付対象者 令和5年4月1日から令和6年4月1日生まれの乳児がいる十和田市内の世帯
- (4)給付・利用開始 令和5年4月1日（土）から
- (5)有効期間 給付した日から6か月後の月の末日まで
- (6)利用対象用品 対象となる子どもの乳児期の子育てに必要なと認められる物品・役務
 - ①授乳グッズ(粉ミルク、哺乳瓶、消毒セット、搾乳機等)
 - ②おむつ替えグッズ(おむつ、お尻拭き、おむつ用ごみ箱等)
 - ③お風呂グッズ(ベビーバス、ベビーソープ、タオル、湯温計等)
 - ④衛生グッズ(ガーゼ、爪切り、綿棒、鼻吸い機等)
 - ⑤離乳グッズ(離乳食、離乳食づくりに必要な器具、ベビー食器等)
 - ⑥その他(ベビー服、肌着、ベビーカー、抱っこひも等)※具体的内容については、別紙とわだde子育て応援ギフト券対象商品一覧に記載
- (7)使用範囲等
 - ①ギフト券は、原則、取扱加盟店との間における対象用品の購入等の取引においてのみ使用できる。
 - ②ギフト券を現金に換金することはできない。
 - ③①にかかる取引金額が額面に満たない場合でも釣銭の支払いはできない。
 - ④ギフト券の使用期間は、当該ギフト券を給付した月から6か月後の月の末日までとし、使用期間を経過したギフト券は無効とする。
 - ⑤ギフト券給付後の受給者の管理下における当該ギフト券の紛失、盗難等に対して、発行元は一切の責を負わない。
 - ⑥ギフト券が破損・汚損した場合は、2/3以上の面積が確認できるものは使用できることとするが、極端に汚損している場合は使用できない場合もある。

4. 取扱加盟店

- (1)加盟資格 十和田商工会議所または十和田湖商工会*の会員事業所であり、十和田市内で本要項3(6)に定める対象用品の購入等の取引を行うことができる事業者及び店舗。
※十和田商工会議所との合併(令和5年4月1日)以降も会員を継続することが必要。
但し、次の事業者及び店舗は除く。
 - ①十和田市暴力団排除条例(平成23年条例第39号)第2条第2号に掲げる暴力団、

同条第3号に掲げる暴力団員等若しくは第7条に規定する暴力団員と密接な関係を有する者。

②風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法第122号）第2条第1項第4号及び第5号に規定する営業並びに第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う者。

③特定の宗教または政治団体と関わる者。

④法令または公序良俗に反する営業を行う者。

⑤その他、十和田市長が不相当と認める営業を行う者。

(2)加盟店登録 別に定める募集要項により取扱加盟店を募集し、応募した事業者の登録を認める場合は当該事業者に登録証を交付する。

(3)遵守事項 取扱加盟店は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。遵守事項に反する行為を行った場合は、当該取扱加盟店の登録を取り消す。

①本要項3(7)①に定める行為においてギフト券の受取を拒んではならないこと。

②取扱加盟店であることが明確に伝わるよう、利用者が見えやすい場所に、取扱加盟店ポスター等を掲示すること。

③登録内容に変更が生じた場合は、速やかに十和田商工会議所（事業受託者）へ届け出ること。

④利用対象用品のうち、対象外とする用品、又、他割引企画との併用不可、ポイント加算対象外等の独自の設定を行う場合は、予め利用者が認識できるよう明示すること。

⑤別に定めるギフト券取扱説明書に規定するギフト券の取り扱いに関する事項を遵守すること。

⑥十和田市（実施主体）及び十和田商工会議所（事業受託者）が本事業に関する依頼または調査等を行う際は、真摯に協力すること。

⑦その他、本事業の趣旨及び本要項に定める内容に反すると認められる行為を行わないこと。

5. ギフト券の換金

(1)換金手続 ①本要項3(7)①に定める行為により使用されたギフト券について、当該取扱加盟店に対し、その券面金額に相当する金銭を支払う。

②前項の規定による支払いを受けようとする取扱加盟店は、別に定めるギフト券取扱説明書による換金手続にかかる処理を施した上で、換金依頼書とともに提出し、換金の申し出を行う。

③換金は、取扱加盟店の指定する預金口座への振替による方法とし、口座振替は別にギフト券取扱説明書に定める期間・日程に従い、換金の申し出のあったギフト券について行う。尚、口座振替にかかる手数料については、取扱加盟店には求めない。

④換金手続は定めた期間内で行われなければならない、期間外の申し出は受け付けない。ただし、十和田市長がやむを得ないと認める場合はこの限りではない。

《令和5年2月1日制定》